

議会運営委員会日程

平成26年5月27日(火)
午前10時 502会議室

日程第1 平成26年第2回定例会の日程と運営について

(1) 付議事件

①議案-----26件

内訳	{	条例-----	13件
		事件-----	9件
		和解-----	2件
		補正予算-----	2件

②諮問-----2件

③報告-----11件

④請願・陳情

◇閉会中の継続審査となった請願で審査を終わり報告されるもの

総務委員会---1件

市民委員会---0件

健康福祉委員会---0件

まちづくり委員会---0件

環境委員会---0件

◇平成26年第1回定例会後、本日までに受理したもの

請願-----1件

陳情-----8件

⑤意見書案-----0件

(2) 追加議案

(6月18日頃提出予定)

①人権擁護委員の候補者の推薦について

(3) 会議録署名議員(敬称略)

38番 山田晴彦 50番 潮田智信 59番 矢澤博孝

- (4) 質疑・質問・討論等の発言の会派順序
自民党、公明党、民主党、共産党、みんなの党・無所属
- (5) 一般質問について
- (6) 会期及び会期日程案
6月2日（月）～6月25日（水）までの24日間
別紙「平成26年第2回川崎市議会定例会会期日程（案）」参照

日程第2 神奈川県内広域水道企業団議会議員の選挙について

日程第3 神奈川県川崎競馬組合議会議員の選挙について

日程第4 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第5 今後の議会改革等の検討課題について

- (1) 水曜日、金曜日開催の曜日及び日数等の検討
- (2) 代表質問のあり方、一般質問のあり方、代表質問での一問一答方式等のわかりやすい質問方法の導入、質問方式の見直しに伴う努力目標時間のあり方、代表質問等での対面による質疑の実施
- (3) 委員会傍聴の原則自由化
- (4) 質問経過時間等の表示
- (5) 議案の提出方法

日程第6 決算審査に関する見直しについて

日程第7 その他

平成26年第2回川崎市議会定例会会期日程(案)

日	曜日	本会議	委員会等	摘 要
6/2	月	本会議 (第1日)		開会、諸報告、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案上程、提案説明、 水道企業団議会議員の選挙、競馬組合議会議員の選挙、 後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、散会
3	火			
4	水			(審査中の請願・陳情にかかわる質問の通告締切日 午後3時) (第1回請願・陳情締切日 午後5時)
5	木		(議会運営委員会)	(代表質問発言通告締切日 午後1時)
6	金			
7	土			
8	日			
9	月			
10	火			
11	水	本会議 (第2日)		再開、代表質問(自民党、公明党)、延会
12	木	本会議 (第3日)	正副委員長会議	再開、代表質問(民主党、共産党、みんなの党・無所属)、 委員会付託(請願・陳情含む)、散会
13	金		委員会	
14	土			
15	日			
16	月		委員会	(一般質問発言通告締切日 午後1時)
17	火			(討論発言通告締切日 午後3時)
18	水		議会運営委員会	追加議案(人事案件)、19日の本会議の運営、一般質問等について
19	木	本会議 (第4日)		再開、委員長報告、討論、採決、人事案件に対する議事、その他、散会
20	金	本会議 (第5日)		再開、一般質問、延会
21	土			
22	日			
23	月	本会議 (第6日)		再開、一般質問、延会 (第2回請願・陳情締切日 午後5時)
24	火	本会議 (第7日)		再開、一般質問、延会
25	水	本会議 (第8日)	正副委員長会議	再開、一般質問、請願・陳情、閉会

* 発言の会派順位 自民党、公明党、民主党、共産党、みんなの党・無所属

平成26年第2回川崎市議会定例会
議事日程第1号

平成26年6月2日(月)
午前10時開会

第1

会議録署名議員の指名

第2

会期の決定

第3

- 議案第65号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第66号 川崎市民プラザ条例の一部を改正する条例の制定について
議案第67号 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第68号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第69号 川崎市福祉事務所条例の一部を改正する条例の制定について
議案第70号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第71号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第72号 川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第73号 川崎市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の制定について
議案第74号 川崎市道路標識の寸法の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第75号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第76号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案第77号 川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての市長の専決処分の承認について
議案第78号 川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
議案第79号 川崎高等学校及び附属中学校等新築工事請負契約の変更について
議案第80号 麻生区における町字区域の変更について
議案第81号 麻生区における住居表示の実施区域及び方法について
議案第82号 市道路線の認定及び廃止について
議案第83号 ヘリコプターの取得について
議案第84号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について
議案第85号 訴えの提起について
議案第86号 訴えの提起について
議案第87号 訴訟上の和解について
議案第88号 和解について
議案第89号 平成26年度川崎市一般会計補正予算
議案第90号 平成26年度川崎市競輪事業特別会計補正予算
- 諮問第1号 下水道使用料の徴収に関する処分に係る審査請求について
諮問第2号 下水道使用料の督促に関する処分に係る審査請求について
- 報告第2号 平成25年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額の報告について
報告第3号 平成25年度川崎市一般会計事故繰越し繰越額の報告について
報告第4号 平成25年度川崎市港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について
報告第5号 平成25年度川崎市病院事業会計継続費繰越額の報告について
報告第6号 平成25年度川崎市下水道事業会計予算繰越額の報告について
報告第7号 平成25年度川崎市水道事業会計予算繰越額の報告について

- 報告第 8号 平成25年度川崎市工業用水道事業会計予算繰越額の報告について
報告第 9号 川崎市情報公開条例第35条の規定による運営状況の報告について
報告第10号 川崎市個人情報保護条例第41条の規定による運営状況の報告について
報告第11号 川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第11条の規定による運営状況の報告について
報告第12号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

第 4

神奈川県内広域水道企業団議会議員の選挙について

第 5

神奈川県川崎競馬組合議会議員の選挙について

第 6

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

6月2日、本会議（第1日）の諸報告一覧

- 1 全国市議会議長会永年勤続議員（15年）の紹介
粕谷葉子議員、佐野仁昭議員、石川建二議員、斉藤隆司議員、石田康博議員、
浅野文直議員、大島 明議員、石田和子議員、東 正則議員
- 2 意見書の処理結果
- 3 外国人市民代表者会議の年次報告
- 4 市民オンブズマン及び人権オンブズパーソンの年度報告
- 5 定期監査及び現金出納検査の結果報告
- 6 三浦副市長からの就任のあいさつ
- 7 教育委員の紹介（渡邊直美委員、濱谷由美子委員）及び新任の議事説明員の紹介
- 8 議事説明員への出席要求

神奈川県内広域水道企業団議会 年次別議員割当表

年度 定数	23年	24年	25年	26年
3名	自民党	自民党	公明党	自民党
	民主党	公明党	共産党	自民党
	共産党	民主党	みんなの党・無所属	公明党

神奈川県川崎競馬組合議会 年次別議員割当表

年度 定数	23年	24年	25年	26年
2名	民主党	自民党	自民党	民主党
	共産党	公明党	公明党	みんなの党・無所属

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 年次別議員割当表

年度 定数	23年	24年	25年	26年
3名	公明党	自民党	自民党	自民党
	民主党	公明党	民主党	公明党
	共産党	民主党	共産党	みんなの党・無所属

議会運営検討協議会第9回報告書（抜粋）

【水曜日、金曜日開催の曜日及び日数等の検討】

1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、協議会としての結論に至った。

- (1) 閉会中の委員会の開催は、原則木曜日の開催とし、金曜日を予備日とする事。
- (2) 定例会の会期中の委員会は、議案審査等のため、予算議会は3日、他の定例会は2日開催しているが、議案付託がない場合などは、委員会の判断により、予算議会は2日又は1日、他の定例会は1日とすることができる運用に見直す事。
- (3) その他の常任委員会の開催についての申し合わせについては、現状のとおりとして、見直しは行わないことを確認した。

なお、委員から、現行の閉会中の水曜日、金曜日の開催を変更することについて、慎重な立場の意見もあったことを付記する。

議会運営検討協議会第10回報告書（抜粋）

【代表質問のあり方、一般質問のあり方、代表質問での一問一答方式等のわかりやすい質問方法の導入、質問方式の見直しに伴う努力目標時間のあり方、代表質問等での対面による質疑の実施】

1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、協議会としての結論に至った。

代表質問における再質問は、これまでの一括方式に加え、一問一答方式による質問方式も選択できるようにすること。

また、その他の見直しは行わないことを確認した。

新たな決算審査の運営等について

1 基本的な考え方

平成26年4月23日の議会運営委員会で決定された「決算審査に関する見直し案」（13ページ～16ページ参照）に基づき、平成26年から新たな決算審査を実施する。

- (1) 決算等議案を代表質問の対象とする。
- (2) 代表質問2日目に決算審査特別委員会を設置し、決算等議案を付託する。
- (3) 代表質問2日目の翌日に、決算審査特別委員会（全体会第1日）を開催し、正副委員長の互選の後、財政局長から決算等議案の説明を受け、常任委員会単位の5つの分科会を設置する。
- (4) (3)の決算審査特別委員会（全体会第1日）の終了後、2日間議案研究日を設ける。
- (5) (4)の議案研究日の1日目の午後1時に、分科会質疑の発言通告を設ける。
- (6) 各分科会を2日ずつ開催し、局別審査を行う。
- (7) 分科会審査終了後、4日間議案研究日を設ける。
- (8) (7)の議案研究日の1日目の午後1時に、総括質疑の発言通告を設ける。
- (9) 決算審査特別委員会（全体会第2日）を開催し、分科会報告、総括質疑、採決を行う。
- (10) 市長は、全体会（2日間）に出席する。
- (11) 総括質疑は、おおむね代表質問の取扱いに準じる。
- (12) 分科会の運営は、おおむね常任委員会の取扱いに準じる。
- (13) その他の部分は、おおむね従前の決算審査特別委員会の取扱いに準じる。

2 決算審査の流れ

「決算議会会期日程（案）」を参照（17ページ）

3 確認事項

- (1) 区長の全体会への出席について

【案】 区長の出席は、本会議と同様の取扱いとする。

- ・全体会第1日（提案説明等）には、出席しない。
- ・全体会第2日（総括質疑等）には、総括質疑の通告があった場合のみ出席する。

- (2) 分科会における会長等の質疑の取扱いについて

【案】 常任委員会と同様の取扱いとする。

- ・分科会会長は、分科会では質疑しない。
- ・分科会副会長は、分科会で質疑できる。
- ・決算審査特別委員会の委員長は、分科会で質疑できる。
- ・決算審査特別委員会の副委員長は、分科会で質疑できる。

決算審査に関する見直し案

1 全体の審査日程

別紙、「決算議会会期日程（案）」参照

- (1) 決算等議案を代表質問の対象とする。
- (2) 代表質問 2 日目に決算審査特別委員会を設置し、決算等議案を付託する。
- (3) 代表質問 2 日目の翌日に、決算審査特別委員会（全体会第 1 日）を開催し、正副委員長の互選の後、財政局長から決算等議案の説明を受け、分科会を設置する。
- (4) (3)の決算審査特別委員会（全体会第 1 日）の終了後、2 日間議案研究日を設ける。
- (5) (4)の議案研究日の 1 日目の午後 1 時に、分科会質疑の発言通告を設ける。
- (6) 常任委員会の構成に準じた分科会を開催し、局別に決算等議案の審査を行う。
- (7) 分科会審査終了後、4 日間議案研究日を設ける。
- (8) (7)の議案研究日の 1 日目の午後 1 時に、総括質疑の発言通告を設ける。
- (9) 決算審査特別委員会（全体会第 2 日）を開催し、分科会報告、総括質疑、採決を行う。

2 分科会関係

(1) 所管、構成等

常任委員会に準じる。会長及び副会長は、それぞれ常任委員会の正副委員長をもって充てる。

一般会計歳入歳出決算認定に関する議案は、所管局ごとに分科会で分担し、特別会計歳入歳出決算認定及び企業会計歳入歳出決算認定に関する議案は、所管する分科会の分担とする。

別紙、「分科会の議案の分担（案）」及び「決算議案の所管」参照

(2) 開催日数

次のとおり、1 日 1 分科会開催又は 2 分科会同時開催とし、1 分科会あたり 2 日、計 6 日間開催する。

1 日目、4 日目：総務分科会

2 日目、5 日目：市民分科会、まちづくり分科会

3 日目、6 日目：健康福祉分科会、環境分科会

(3) 局別審査の順番

ア 総務分科会 1 日目 10 時～12 時（総務局）、13 時～15 時（教育委員会）

4 日目 10 時～12 時（総合企画局）、13 時～15 時（財政局その他の局）

イ 市民分科会 2 日目 10 時～12 時（市民・子ども局）、13 時～15 時（経済労働局）

5 日目 10 時～12 時（子ども本部）、13 時～15 時（港湾局）

ウ 健康福祉分科会 3 日目 10 時～12 時、13 時～15 時（健康福祉局）

6 日目 10 時～12 時（消防局）、13 時～15 時（病院局）

エ まちづくり分科会 2 日目 10 時～12 時、13 時～15 時（まちづくり局）

5 日目 10 時～12 時、13 時～15 時（建設緑政局）

オ 環境分科会 3 日目 10 時～12 時、13 時～15 時（環境局）

6 日目 10 時～12 時（上下水道局）13 時～15 時（交通局）

(4) 開催場所

ア 総務分科会	601・602会議室
イ 市民分科会	601・602会議室
ウ 健康福祉分科会	601・602会議室
エ まちづくり分科会	502会議室
オ 環境委員会	502会議室

別紙、「分科会を開催する委員会室・分科会の局別審査の順番」参照

(5) 出席理事者

常任委員会に準じ、通常、局長以下の職員が出席する。

発言通告のない局は出席しない。

(6) 発言時間（努力目標時間）

ア 答弁を含めおおむね1人1日20分程度、2日間合計40分程度とする。

イ 時間計測は、議会局職員が行う。

(7) 区役所予算の審査

市民分科会の市民・こども局の審査の際に、区役所職員が出席する。

発言通告があった場合のみ、区長以下の職員が出席する。

(8) 質疑方法

一問一答による質疑方法とする。

(9) 発言順序

おおむねその会期の発言の会派順位によるが、審査の効率性を考慮して、理事者の交代が少なくなるよう、発言順序を変更することができる。

(10) 発言通告

質疑の項目、所管局を通告する。

(11) 分科会での採決

分科会では質疑のみ行い、採決は行わない。

3 総括質疑関係

(1) 開催日数

1日開催する。

(2) 出席理事者

市長、副市長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、会計管理者、各区長、こども本部長、監査委員とする。

ただし、区長は、発言通告があった場合のみ出席する。

(3) 発言者

各会派1人ずつ、無所属議員

(4) 発言時間（努力目標時間）

発言時間は、総時間を答弁を含め330分とし、次のとおり各会派及び無所属議員に割り振る。

ア 会派

総括質疑の総時間330分から無所属議員の発言時間を除いた残時間を、各会派の

所属議員数により比例配分する（答弁を含む。）。

イ 無所属議員

答弁を含めおおむね1人10分程度とする。

(5) 質疑方法

質疑及び答弁は、それぞれ一括して行う。

(6) 発言順序

その会期の発言の会派順位による。

無所属議員は全会派の質疑終了後に発言することとし、無所属議員が複数いる場合は、相互の話し合いにより順序を決める。

(7) 発言場所

質疑・答弁とも自席で行う。

(8) 発言通告

質疑の項目を通告する。

(9) 意見・要望の取扱い

質疑の際に、意見・要望をあわせて行う。

4 分科会報告関係

分科会報告は、口頭により主な質疑項目を報告する。

5 討論関係

総括質疑の際に、意見・要望をあわせて行うため、決算審査特別委員会では討論は行わない（必要があれば、会派の判断により、本会議で討論を行う。）。

6 採決関係

まず、全会一致の議案を一括して採決し、次に、それ以外の議案を、順次採決する（結論が同一の議案は一括して採決する。）。

一般会計決算議案は、議案一体の原則により、議案を分けずに採決する。

7 全体会第1日（決算内容の説明）関係

出席理事者は、市長、副市長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、会計管理者、各区長、こども本部長、監査委員とする。

8 議員選出の監査委員の取扱い

(1) 決算審査特別委員会は、議員選出の監査委員2人を除く議員をもって構成する。

(2) 議員選出の監査委員が常任委員会の委員長又は副委員長に就任しているときの、分科会の会長又は副会長の選任に関する取扱い等は、別紙、「議員選出の監査委員の取扱い（案）」参照

9 その他、従来を取扱いを変更しない点

(1) 本会議では、市長から決算議案の概要の説明を受け、決算議案を代表質問の対象とすること。また、決算審査特別委員会への付託は議長から諮り、付託表は配布しないこと。

- (2) 決算審査特別委員会の初日は、議長が口頭で招集すること。また、2日目以降の委員長名による開催通知文書は、省略すること。
- (3) 正副委員長の互選は、議長の指名推選の方法によること。
- (4) 決算審査特別委員会の質疑（分科会を含む。）において、常任委員会又は議会運営委員会で審査中の請願・陳情に触れる場合は、委員会の審査権を尊重するものとする。
- (5) 全体会の開催場所は、議場とし、会議の開会、休憩、再開、閉会は、本会議と同様、電鈴で報ずること。
- (6) 本会議における委員長報告は省略すること。

決算議会会期日程(案)

【平成26年度】

見直し案					
日	曜日	本会議	委員会等	摘 要	
9/1	月	本会議 (第1日)		提案説明等	
2	火				
3	水			(審査中の請願・陳情にかかわる質問の通告締切日 午後3時) (第1回請願・陳情締切日 午後5時)	
4	木		(議会運営委員会)	(代表質問発言通告締切日 午後1時)	
5	金				
6	土				
7	日				
8	月				
9	火				
10	水	本会議 (第2日)		代表質問①	
11	木	本会議 (第3日)	正副委員長 会 議	代表質問②等、 決算審査特別委員会設置、決算等議案付託	議長次第により、決算審査特別委員会を設置し、決算等議案を付託(従来どおり)
12	金		決算審査 特別委員会	正副委員長互選、決算等議案説明、分科会設置	配付資料により、分科会の設置等を決定し、審査日程を委員長から宣告 (18~20ページ参照)
13	土				
14	日				
15	月	敬老の日			
16	火		(議案研究)	(決算審査特別委員会 分科会発言通告締切日 午後1時)	分科会発言通告書の記載例 (21~23ページ参照)
17	水		(議案研究)		全議員に全分科会の分科会審査発言要旨(届出順)及び分科会発言者一覧を配付 (24、25ページ参照)
18	木		決算審査 特別委員会	分科会局別審査(総務分科会)	各分科会の当日、全議員に分科会審査発言要旨(発言順)を配付 (26、27ページ参照) ※会議室のレイアウト (28、29ページ参照)
19	金		決算審査 特別委員会	分科会局別審査(市民分科会、まちづくり分科会)	
20	土				
21	日				
22	月		決算審査 特別委員会	分科会局別審査(健康福祉分科会、環境分科会)	
23	火	秋分の日			
24	水		決算審査 特別委員会	分科会局別審査(総務分科会)	
25	木		決算審査 特別委員会	分科会局別審査(市民分科会、まちづくり分科会)	
26	金		決算審査 特別委員会	分科会局別審査(健康福祉分科会、環境分科会)	
27	土				
28	日				
29	月		(議案研究)	(決算審査特別委員会 総括質疑発言通告締切日 午後1時)	総括質疑発言通告書の記載例 (30ページ参照)
30	火		(議案研究)		
10/1	水		(議案研究)		
2	木		(議案研究)		
3	金		決算審査 特別委員会	分科会報告、総括質疑、採決	議席に分科会審査報告書、総括質疑の要旨を配付 (31、32ページ参照) ※総括質疑会派別発言時間(33ページ参照)
4	土				
5	日				
6	月		委 員 会		
7	火		委 員 会		
8	水				(討論発言通告締切日 午後3時) (第2回請願・陳情締切日 午後5時)
9	木		議 会 運 営 委 員 会		
10	金	本会議 (第4日)	正副委員長 会 議	委員長報告、討論、採決等	

決算審査特別委員会分科会設置案

平成26年9月12日

分科会名	委員数	分担事項
総務分科会	12人	<p>議案第〇〇〇号 平成25年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について(総務局、総合企画局、財政局及び教育委員会の所管分、並びに他の分科会の所管に属しない部分)</p> <p>議案第〇〇〇号 平成25年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第〇〇〇号 平成25年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算認定について</p>
市民分科会	12人	<p>議案第〇〇〇号 平成25年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について(市民・こども局、経済労働局及び港湾局の所管分)</p> <p>議案第〇〇〇号 平成25年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第〇〇〇号 平成25年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第〇〇〇号 平成25年度川崎市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第〇〇〇号 平成25年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第〇〇〇号 平成25年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算認定について</p>
健康福祉分科会	12人	<p>議案第〇〇〇号 平成25年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について(健康福祉局及び消防局の所管分)</p> <p>議案第〇〇〇号 平成25年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第〇〇〇号 平成25年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第〇〇〇号 平成25年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第〇〇〇号 平成25年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第〇〇〇号 平成25年度川崎市病院事業会計決算認定について</p>
まちづくり分科会	11人	<p>議案第〇〇〇号 平成25年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について(まちづくり局及び建設緑政局の所管分)</p> <p>議案第〇〇〇号 平成25年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第〇〇〇号 平成25年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について</p>
環境分科会	11人	<p>議案第〇〇〇号 平成25年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について(環境局、上下水道局及び交通局の所管分)</p> <p>議案第〇〇〇号 平成25年度川崎市下水道事業会計決算認定について</p> <p>議案第〇〇〇号 平成25年度川崎市水道事業会計決算認定について</p> <p>議案第〇〇〇号 平成25年度川崎市工業用水道事業会計決算認定について</p> <p>議案第〇〇〇号 平成25年度川崎市自動車運送事業会計決算認定について</p>

(注：委員数は、監査委員2人を除く)

決算審査特別委員会分科会委員名簿一覧表

平成26年9月12日

	委 員 名 (正副会長を除き議席順)			
総務分科会 [12人]	◎織田勝久 松原成文 市古映美	○原典之 吉沢章子 飯塚正良	田村伸一郎 岩隈千尋 後藤晶一	松川正二郎 沼沢和明 矢澤博孝
市民分科会 [12人]	◎山崎直史 三宅隆介 石田和子	○石川建二 月本琢也 雨笠裕治	小川颯正 かわの忠正 花輪孝一	押本吉司 廣田健一 鏑木茂哉
健康福祉分科会 [12人]	◎河野ゆかり 添田勝 浅野文直	○木庭理香子 尾作均 東正則	小田理恵子 斉藤隆司 岩崎善幸	大庭裕子 岡村テル子 嶋崎嘉夫
まちづくり分科会 [11人]	◎川島雅裕 橋本勝 山田晴彦	○青木功雄 佐野仁昭 竹間幸一	粕谷葉子 露木明美 坂本茂	猪股美恵 山田益男
環境分科会 [11人]	◎林浩美 勝又光江 石田康博	○井口真美 吉田史子 大島明	竹田宣廣 浜田昌利 潮田智信	為谷義隆 吉岡俊祐

◎…会長 ○…副会長

(注：委員数及び委員名は、監査委員2人を除く。)

決算審査特別委員会審査日程

開催日	全体会・分科会	内 容
9月12日(金)	全体会	正副委員長互選、決算等議案説明、分科会設置
9月16日(火)	(議案研究)	(分科会発言通告締切日 午後1時)
9月17日(水)	(議案研究)	
9月18日(木)	総務分科会	局別審査 (総務局、教育委員会)
9月19日(金)	市民分科会	局別審査 (市民・こども局、経済労働局)
	まちづくり分科会	局別審査 (まちづくり局)
9月22日(月)	健康福祉分科会	局別審査 (健康福祉局)
	環境分科会	局別審査 (環境局)
9月24日(水)	総務分科会	局別審査 (総合企画局、財政局、その他の局)
9月25日(木)	市民分科会	局別審査 (こども本部、港湾局)
	まちづくり分科会	局別審査 (建設緑政局)
9月26日(金)	健康福祉分科会	局別審査 (消防局、病院局)
	環境分科会	局別審査 (上下水道局、交通局)
9月29日(月)	(議案研究)	(総括質疑発言通告締切日 午後1時)
9月30日(火)	(議案研究)	
10月1日(水)	(議案研究)	
10月2日(木)	(議案研究)	
10月3日(金)	全体会	分科会報告、総括質疑、採決

【開会時間】

全体会、各分科会とも午前10時

【開催場所】

- ・全体会 議場
- ・総務分科会、市民分科会、健康福祉分科会 601・602会議室
- ・まちづくり分科会、環境分科会 502会議室

分科会発言順について
(総務分科会)

会 派 名 ○ ○ 党

日 程	所 管 局	発 言 者 氏 名
9 / 2 1 (金) 10 時～	総 務 局	1 A 委 員
		2 F 委 員
		3
		4
9 / 2 1 (金) 13 時～	教 育 委 員 会	1 A 委 員
		2 F 委 員
		3 K 委 員
		4 I 委 員
9 / 2 6 (水) 10 時～	総 合 企 画 局	1 F 委 員
		2 I 委 員
		3
		4
9 / 2 6 (水) 13 時～	財 政 局	1 A 委 員
		2 K 委 員
		3
		4
9 / 2 6 (水) 13 時～	(その他の局)	1 A 委 員
	<u>監査事務局</u>	2
	<u>人事委員会</u>	1 F 委 員
		2 I 委 員

決算審査特別委員会分科会発言通告書

平成26年 9月16日

総務分科会会長 様

氏 名 A 委 員

	発 言 の 要 旨	局 名
1	2款3項2目救助費、東日本大震災被災者等支援基金積立金の積立 及び活用状況について	総務局
2	2款3項1目危機管理対策費、地震防災戦略、備蓄計画の改定及び 災害時の飲料水の備蓄状況について	総務局 上下水道局
3	13款8項1目教育施設整備費、義務教育施設整備事業におけるバ リアフリー化推進事業費について	教育委員会
4	2款2項7目資産マネジメント事業危機管理対策費、資産マネジメ ントプランに基づく資産保有の最適化に関する取組の推進について	財政局
5	公共用地先行取得等事業特別会計2款1項2目利子、既往債等利子 の状況について	総合企画局
6		
7		
8		

決算審査特別委員会分科会発言通告書

平成26年 9月16日

環境分科会会長 様

氏 名 I 委 員

	発 言 の 要 旨	局 名
1	6款1項1目環境総務費、国連環境計画（UNEP）連携協調事業 におけるかわさきコンパクトの推進状況について	環境局
2	下水道事業会計における水処理センターの施設補修に関する取組状 況について	上下水道局
3	下水道事業会計における資本剰余金の処分のあり方について	上下水道局
4	自動車運送事業会計における車内運行情報管理システムの更新によ るお客様満足度の向上について	交通局
5		
6		
7		
8		

総務分科会審査発言要旨(届出順)

順序	発 言 者	要 旨	所 管 局
1	A 委 員 (自 民 党)	① 2款3項2目救助費、東日本大震災被災者等支援基金積立金の積立及び活用状況について	総務局
		② 2款3項1目危機管理対策費、地震防災戦略、備蓄計画の改定及び災害時の飲料水の備蓄について	総務局 上下水道局
		③ 13款8項1目教育施設整備費、義務教育施設整備事業におけるバリアフリー化推進事業費について	教育委員会
		④ 2款2項7目資産マネジメント事業危機管理対策費、資産マネジメントプランに基づく資産保有の最適化に関する取組の推進について	財政局
		⑤ 公共用地先行取得等事業特別会計2款1項2目利子、既往債等利子の状況について	総合企画局
2	F 委 員 (自 民 党)	① 2款1項1目人事管理費、第4次改革プランにおける推進状況について	総務局
		② 2款3項1目危機管理対策費、津波避難計画に基づく対策の取組について	総務局
3	H 委 員 (無 所 属)	① 2款3項1目危機管理対策費、総合防災情報システムの機能追加による能力強化について	総務局
		② 2款4項1目臨海部活性化推進事業における浮島地区土地利用推進の課題について	総合企画局
4	C 委 員 (民 主 党)	① 2款1項3目研修費、職員研修の指導及び職員の意識改革について	総務局
		② 2款2項3目一般管理費、本庁舎と第2庁舎の耐震対策について	総務局
		③ 2款4項1目、京浜臨海部における交通インフラの検討及び歩行者アクセスの改善に関する取組結果について	総合企画局
		④ 13款6項6目青少年科学館リニューアル記念事業の総括について	教育委員会
5	G 委 員 (民 主 党)	① 2款2項5目情報管理費、公衆無線LANの試行運用の状況について	総務局
		② 13款6項6目日本民家園総合防災整備の進捗状況について	教育委員会
		③ 2款4項1目スマートシティ戦略事業での戦略構想の策定に向けた取組結果について	総合企画局
6	D 委 員 (共 産 党)	① 2款3項1目危機管理対策費、総合防災訓練及び防災フェスタの実施結果について	総務局
		② 2款1項1目人事管理費、人事評価制度の評価方法見直し後における状況について	総務局

決算審査特別委員会 総務分科会発言者一覧

発言通告締切日 平成26年9月16日(火) 午後1時

月日	局名	自 民 党	公 明 党	民 主 党	共 産 党	みんなの党 ・無所属	無 所 属
9/18 (木) 午前	総務局 (8人)	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
		〇〇〇〇		〇〇〇〇			〇〇〇〇
午後	教育委員会 (10人)	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇		
		〇〇〇〇	〇〇〇〇				
		〇〇〇〇	〇〇〇〇				
		〇〇〇〇					〇〇〇〇
9/24 (水) 午前	総合企画局 (7人)	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
		〇〇〇〇		〇〇〇〇			
午後	財政局 (9人)	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
		〇〇〇〇	〇〇〇〇		〇〇〇〇		〇〇〇〇
	監査事務局 (2人)	〇〇〇〇				〇〇〇〇	
	人事委員会 (3人)	〇〇〇〇		〇〇〇〇			〇〇〇〇
	39人	12人	7人	7人	5人	4人	4人

※理事者一部交代なしの場合

総務分科会審査発言要旨(発言順)
(総務局関係)

平成26年9月18日(木)
午前10時～12時

順序	発言者	要旨	所管部署
1	A 委員 (自民党)	① 2款3項2目救助費、東日本大震災被災者等支援基金積立金の積立及び活用状況について	危機管理室
		② 2款3項1目危機管理対策費、地震防災戦略、備蓄計画の改定及び災害時の飲料水の備蓄について	危機管理室 (上下水道局サービス推進課)
2	B 委員 (公明党)	① 2款1項1目人事管理費、職員給与改定に関する取組について	人事部労務課
		② 2款3項2目国際交流費、国際親善事業費について	国際施策調整室
3	C 委員 (民主党)	① 2款1項3目研修費、職員研修の指導及び職員の意識改革について	人材育成センター
		② 2款2項3目一般管理費、本庁舎と第2庁舎の耐震対策について	総務部庁舎管理課
4	D 委員 (共産党)	① 2款3項1目危機管理対策費、総合防災訓練及び防災フェスタの実施結果について	危機管理室
		② 2款1項1目人事管理費、人事評価制度の評価方法見直し後における状況について	人事部人事課
5	E 委員 (みんなの党・無所属)	① 2款2項5目情報管理費、庁内情報環境のセキュリティ強化について	情報管理部行政情報課
		② 2款3項2目救助費、被災者等支援事業費について	危機管理室
6	F 委員 (自民党)	① 2款1項1目人事管理費、第4次改革プランにおける推進状況について	行財政改革室
		② 2款3項1目危機管理対策費、津波避難計画に基づく対策の取組について	危機管理室
7	G 委員 (民主党)	① 2款2項5目情報管理費、公衆無線LANの試行運用の状況について	情報管理部ICT推進課
8	H 委員 (無所属)	① 2款3項1目危機管理対策費、総合防災情報システムの機能追加による能力強化について	危機管理室

※理事者一部交代ありの場合

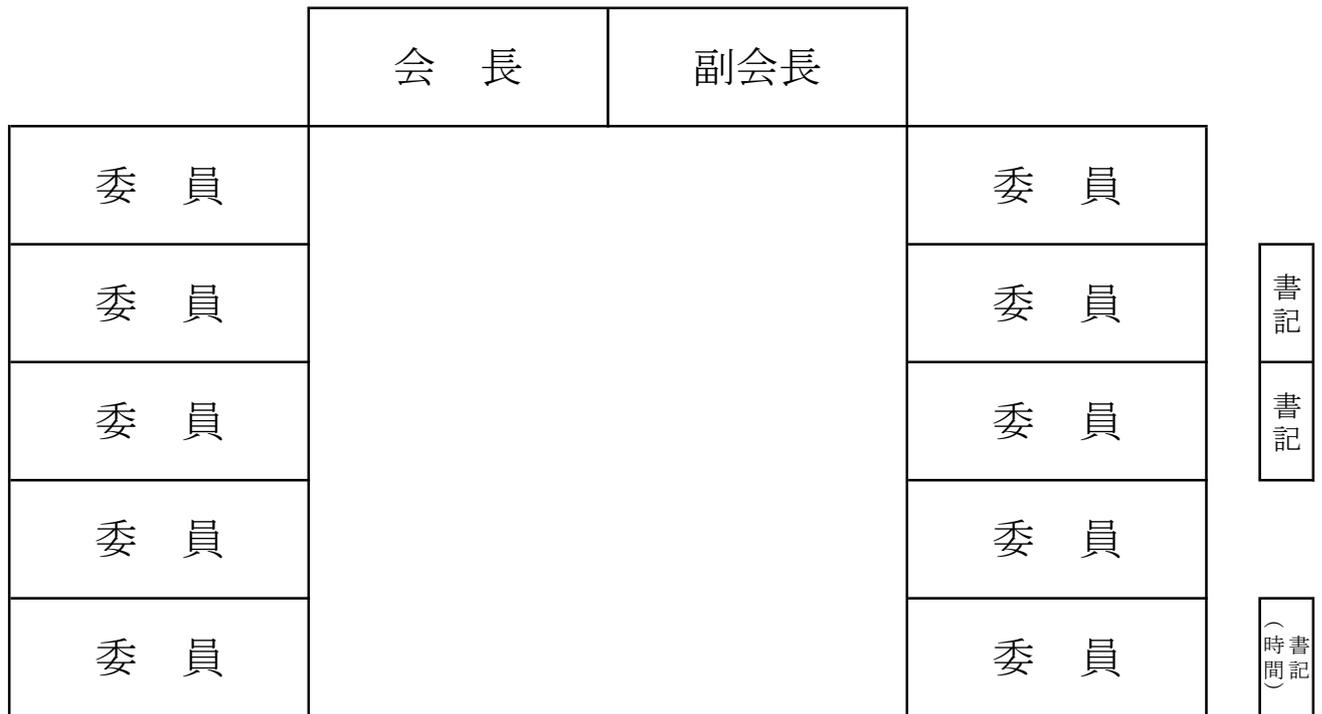
総務分科会審査発言要旨(発言順)
(総務局関係)

平成26年9月18日(木)
午前10時～12時

順序	発言者	要旨	所管部署
1	A 委員 (自民党)	① 2款3項2目救助費、東日本大震災被災者等支援基金積立金の積立及び活用状況について	危機管理室
		② 2款3項1目危機管理対策費、地震防災戦略、備蓄計画の改定及び災害時の飲料水の備蓄について	危機管理室 (上下水道局サービス推進課)
2	D 委員 (共産党)	① 2款3項1目危機管理対策費、総合防災訓練及び防災フェスタの実施結果について	危機管理室
3	E 委員 (みんなの党・無所属)	① 2款3項2目救助費、被災者等支援事業費について	危機管理室
4	F 委員 (自民党)	① 2款3項1目危機管理対策費、津波避難計画に基づく対策の取組について	危機管理室
5	H 委員 (無所属)	① 2款3項1目危機管理対策費、総合防災情報システムの機能追加による能力強化について	危機管理室
【理事者一部交代】			
6	F 委員 (自民党)	② 2款1項1目人事管理費、第4次改革プランにおける推進状況について	行財政改革室
7	B 委員 (公明党)	① 2款1項1目人事管理費、職員給与改定に関する取組について	人事部労務課
		② 2款3項2目国際交流費、国際親善事業費について	国際施策調整室
8	C 委員 (民主党)	① 2款1項3目研修費、職員研修の指導及び職員の意識改革について	人材育成センター
		② 2款2項3目一般管理費、本庁舎と第2庁舎の耐震対策について	総務部庁舎管理課
9	D 委員 (共産党)	② 2款1項1目人事管理費、人事評価制度の評価方法見直し後における状況について	人事部人事課
10	E 委員 (みんなの党・無所属)	② 2款2項5目情報管理費、庁内情報環境のセキュリティ強化について	情報管理部行政情報課
11	G 委員 (民主党)	① 2款2項5目情報管理費、公衆無線LANの試行運用の状況について	情報管理部ICT推進課

601・602会議室 座席配置図

(総務分科会・市民分科会・健康福祉分科会)



出入口



追加
座席

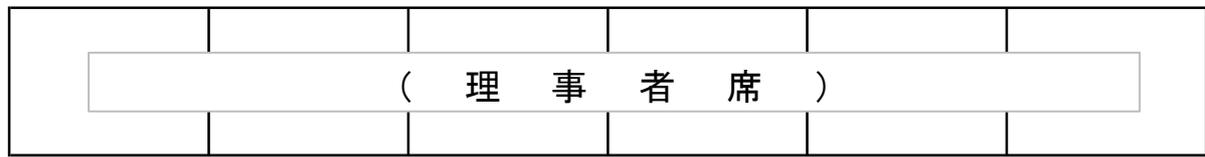
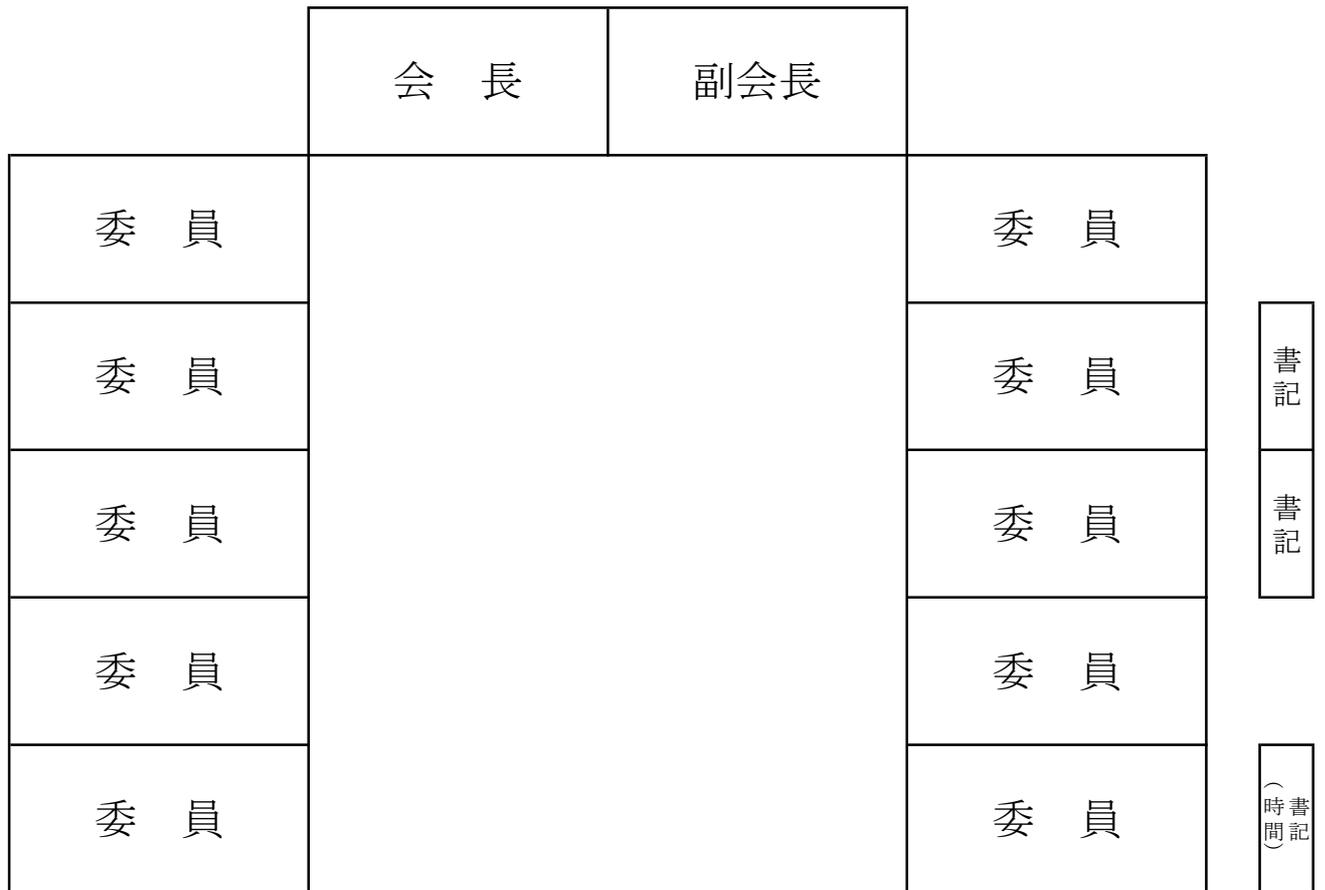
※ワイヤレス
マイク
使用



出入口

502会議室 座席配置図

(まちづくり分科会・環境分科会)



書記
 書記
 (時書記
間)

追加
 座席
 ※ワイヤレス
 マイク
 使用

出入口

決算審査特別委員会総括質疑発言通告書

平成26年〇〇月〇〇日

決算審査特別委員長 様

会 派 名 〇 〇 党

総括質疑者

氏 名 〇 〇 〇 〇

発 言 の 要 旨

減債基金、財政フレームについて

施策の進行管理、評価について

一般会計繰出金について

減債基金の活用について

新年度予算編成の考え方について

新総合計画の策定について

行財政改革の取組について

出資法人改革の取組について

保育事業費について

生活保護扶助費について

債権回収、不納欠損について

市立病院の経営状況について

水道事業会計の経営健全化の取組について

平成26年10月3日

決算審査特別委員長

○ ○ ○ ○ 様

総務分科会会長

○ ○ ○ ○

総務分科会審査報告書

本分科会では、下記の議案を審査したので、報告します。

記

議案第○○○号 平成25年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について（総務局、総合企画局、財政局及び教育委員会の所管分、並びに他の分科会の所管に属しない部分）

議案第○○○号 平成25年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第○○○号 平成25年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算認定について

平成26年決算審査特別委員会

総括質疑の要旨（10月3日）

◎ ○ ○ 党 ○ ○ ○ ○ 委員〔およそ○時間○○分程度〕

- 減債基金、財政フレームについて
- 施策の進行管理、評価について
- 一般会計繰出金について
- 減債基金の活用について
- 新年度予算編成の考え方について
- 新総合計画の策定について
- 行財政改革の取組について
- 出資法人改革の取組について
- 保育事業費について
- 生活保護扶助費について
- 債権回収、不納欠損について
- 市立病院の経営状況について
- 水道事業会計の経営健全化の取組について

**決算審査特別委員会
総括質疑会派別発言時間**

26. 5. 27

会 派 名	議員数	努力目標時間
自 民 党	16人	78分
公 明 党	13人	64分
民 主 党	11人	54分
共 産 党	10人	49分
みんなの党 ・ 無所属	3人	15分
無 所 属	7人	各10分
計	60人	330分

* 総括質疑の総時間は330分とし、努力目標時間を次のとおり各会派及び無所属議員に割り振る。

○ 会派

総括質疑の総時間330分から無所属議員の発言時間を除いた残時間を、各会派の所属議員数により比例配分する（答弁を含む。）。

○ 無所属議員

1人10分（答弁を含む。）とする。

議会運営検討協議会

報 告 書

第 1 1 回

【報告事項】

◆ 委員会傍聴の原則自由化

平成 2 6 年 4 月 4 日

川崎市議会議会運営検討協議会

1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、委員会の許可制としている現行の委員会傍聴のあり方について、現状で不都合は生じていないこと、傍聴自由化にはセキュリティ上の課題があること、また、適正な委員会運営の観点から、現行のとおりとし、委員会傍聴の見直しは行わないことを確認して、協議会としての結論に至った。

2 議論の概要

(1) 現状

- 常任委員会では、傍聴の申し出がある場合には、通常、当日の委員会冒頭に傍聴の許可を諮り、傍聴を認めている。
- 委員会条例の規定では傍聴を許可制としているが、昭和40年の一般傍聴の開始以来、原則として傍聴を許可する取扱いとしており、不許可となった事例は昭和51年の1件である。
- 傍聴しようとする者は、傍聴券に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。
- 傍聴席における写真、映画等の撮影、録音等は禁止されている。

(2) 委員会傍聴の自由化について

- 本件は、開かれた議会の一層の推進のため、たとえば、札幌市議会の事例にあるように、傍聴手続を不要として、委員会室への入退室を自由とすることなど、傍聴のあり方について検討を行うものである。過去においても傍聴を不許可とした事例は1度しかなく、委員会傍聴は許可制であるが、希望があれば傍聴を行うことができ、実質的に自由化されている。
- また、現状の委員会室では、委員会室の傍聴者席と議員席、理事者席が近接しており、セキュリティ上の課題があることや、傍聴者の発言により議事が妨げられる場合や、理事者への圧力的な発言が見受けられるなど、正常な委員会運営に支障をきたすこともあり、これらについてもあわせて検討する必要がある。
- 仮に、傍聴者が委員より事前に委員会室に入室できることとした場合、議案や請願、陳情の内容によっては、委員の入室を妨害され、正常な委員会運営が妨げられるなどの不測の事態も想定される。また、傍聴者には委員会資料を配付しているが、委員が見ていない資料を傍聴者が先に目にする状況となることの整合性も考慮する必要がある。
- また、庁舎への出入りは比較的自由で、一人ひとりのチェックを十分に行える程度の守衛の体制とはなっておらず、不特定多数の人が出入りしている状況にあるため、現状の庁舎セキュリティを考慮すると不測の事態に備えて、事前の傍聴手続等の一定の歯止めは必要である。

- 他の政令指定都市においても、委員会傍聴を認めている都市の中で、事前の手続を不要としている都市は札幌市の1市のみである。
- このため、傍聴者には、一旦傍聴控室に入室して、傍聴手続を行っていただき、委員が委員会室に先に入った上で、傍聴を許可することで、傍聴者に委員会室に入室していただくことは、セキュリティ、委員会の適正な運営上、必要な手続であると考えます。
- 以上のことから、協議会では、現状のあり方で不都合は生じていないこと、セキュリティ上の課題、適正な委員会運営の観点から、委員会傍聴の見直しは行わないことを確認した。

資 料 編

- ① 委員会傍聴の原則自由化に関する政令指定都市の状況 — 4

- ② 札幌市議会の常任委員会における傍聴の状況 — — — — 7

委員会傍聴の原則自由化に関する政令指定都市の状況

平成 26 年 1 月現在

1 公開…… 7 市

事前手続	なし	1 市	札幌市
	あり	6 市	新潟市、静岡市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市

2 委員長の許可…… 6 市

事前手続	あり	許可に関する 委員会での取扱い	なし	5 市	仙台市、千葉市、 相模原市、名古屋市、 福岡市
			あり	1 市	岡山市

岡山市：委員会冒頭又は申出の都度、委員長から傍聴の許可を委員に確認

3 委員会の許可…… 4 市

事前手続	あり	許可に関する 委員会での取扱い	なし	2 市	さいたま市、堺市
			あり	2 市	浜松市、川崎市

さいたま市：委員会冒頭に委員長からその日の傍聴を許可したことを報告

堺市：あらかじめ許可している。

4 傍聴を認めていない都市（モニター傍聴のみ）…… 3 市

3 市	横浜市、京都市、熊本市
-----	-------------

政令指定都市における常任委員会での一般傍聴の取扱いに関する状況

	委員会条例における傍聴の取扱い	事前手続 (受付、住所、氏名等の記入、傍聴証の発行等)	許可に関する委員会での取扱い	傍聴者の入室時期	撮影、録音等の取扱い	傍聴者数上限	その他
札幌市	公開	なし	/	開会前から入室可能。委員会中も随時出入り可能	写真撮影は可、録音も特に制限していない。動画は不可。	最大70人程度	
仙台市	委員長の許可	あり	なし	傍聴証の発行後は開会前でも入室可能	禁止	10又は20人(増員あり)	
さいたま市	委員会の許可	あり	なし(委員会冒頭に委員長からその日の傍聴を許可したことの報告のみ)	傍聴証の発行後は開会前でも入室可能	禁止	5人(増員あり)(委員会傍聴規程)	
千葉市	委員長の許可	あり	なし	傍聴証の発行後は開会前でも入室可能	禁止	6人～10人(委員会傍聴規程)	
横浜市	委員会の許可	直接傍聴は認めていない(モニター傍聴のみ) 傍聴を許可した事例なし(モニターによる視聴、H25.9からインターネット中継あり)					
相模原市	委員長の許可	あり(受付、傍聴券の貸与のみ)	なし	傍聴券の発行後は開会前でも入室可能	禁止	21人又は35人	
新潟市	公開	あり	/	傍聴証の発行後は開会前でも入室可能	禁止	12人(委員会傍聴規則)	
静岡市	公開	あり	/	傍聴証の発行後は開会前でも入室可能	禁止	6人(増員あり)(委員会傍聴規程)	
浜松市	委員会の許可	あり	あり(委員会冒頭に委員長からその日の傍聴の許可を委員会に諮る)	傍聴の許可があった後入室	禁止	10人(委員会傍聴規程)	
名古屋市	委員長の許可	あり	なし	傍聴証の交付後は開会前でも入室可能	禁止	10人(委員会傍聴人規則)	

	委員会条例における傍聴の取扱い	事前手続 (受付、住所、氏名等の記入、傍聴証の発行等)	許可に関する委員会での取扱い	傍聴者の入室時期	撮影、録音等の取扱い	傍聴者数上限	その他
京都市	委員会の許可	直接傍聴は認めていない(モニター傍聴のみ)					
大阪市	公開	あり		開会直前に傍聴担当職員の誘導で入室	禁止	10人(大阪市会委員会傍聴規則)	別室でのモニター傍聴あり
堺市	委員会の許可(あらかじめ許可)	あり	なし	傍聴証の発行後は開会前でも入室可能	不可	10人	別室でのモニター放送あり
神戸市	公開	あり		傍聴章の交付後は開会前でも入室可能	禁止	15人又は40人	別室での音声傍聴あり
岡山市	委員長の許可	あり	あり(委員会冒頭及び申し出の都度、委員長から傍聴の許可を委員に確認)	傍聴の許可があった後入室	禁止	10人	
広島市	公開	あり		開会15分前から入室可能	委員長の許可	なし(委員長が制限する場合がある)	多い場合、別室での音声傍聴あり
北九州市	公開	あり		傍聴証の発行後は開会前でも入室可能	禁止	10~20人	
福岡市	委員長の許可	あり	なし(委員会開会前に委員長からその日の傍聴の許可を委員に確認)	傍聴の確認があった後入室	禁止	12~15人	別室での音声傍聴あり
熊本市	委員長の許可	直接傍聴は委員会室にスペースがないため、認めていない(モニター傍聴のみ)					
川崎市	委員会の許可	あり	あり(委員会冒頭又は申し出があったときに委員長からその日の傍聴の許可を委員会に諮る)	傍聴の許可があった後入室	禁止	なし	別室での音声傍聴あり

札幌市議会の常任委員会における傍聴の状況

平成26年2月25日提出

【傍聴の取扱い】

公開（事前手続き・傍聴証等の発行なし） 昭和28年～

（参考）

○札幌市議会委員会条例（抜粋）

（議事公開の原則、秘密会）

第14条 委員会の議事は、公開する。ただし、委員長又は委員2人以上の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 前項の委員長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

【傍聴者の入室方法】

委員会室を開会45分前に開場、それ以降は入退室自由

※ 開会前の委員会室への警備員、職員等の配置は行っていない。

【傍聴者の入室に伴う混乱事例】

特に事例はなし。

※ 委員会中に、発言などにより議事を妨害した傍聴者に、委員長から退場を命じた事例はある。

【傍聴者への資料配布】

実施している。

【委員会構成、開催状況等】 委員会室は調整により決定

委員会名	委員数	委員会室	平成24年度開催回数
総務委員会	11人	第一特別委員会会議室	15回
財政市民委員会	11人	第二特別委員会会議室	16回
文教委員会	12人	第一常任委員会会議室	9回
厚生委員会	11人	第二常任委員会会議室	14回
建設委員会	11人	第三常任委員会会議室	12回
経済委員会	11人	第四常任委員会会議室	9回

議会運営検討協議会

報 告 書

第12回

【報告事項】

◆ 質問経過時間等の表示

平成26年5月1日

川崎市議会議会運営検討協議会

1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、協議会としての結論に至った。

- (1) 質問時間について、現行の申し合わせ等を変更しないことを前提に、議場において、経過時間を表示すること。
- (2) 経過時間表示とは別に、議事進行のための時間の計測は、従前のおり議会局が行い、議長又は委員長が審議の進行管理を行うこと。
- (3) 表示された経過時間は目安であり、議会局が計測する時間と若干の誤差が生じること、また、時間表示が機器の故障等で行えない場合でも、議長又は委員長が管理する時間を基に議事を進行すること。

なお、具体的な表示機器の設置に当たっては、多額の費用を掛けない方法を検討するべきである。

2 議論の概要

(1) 経過時間の表示に係る検討

- ・ 現状では、質問時間に関する制限はなく、申し合わせによりおおむね質問時間が設けられている。また、議事進行のための時間の計測は議会局が行い、この時間に基つき、議長又は委員長が議事の進行管理を行い、申し合わせの時間が超過した場合は、議長又は委員長から、質問者に対して発言の取りまとめをするよう注意喚起をすることがある。
- ・ 質問者は、議場において質問時間が表示されていないため、ストップウォッチを隣の議員に預けるなどして時間経過を確認しながら質問を行っているが、全議員が共通して時間経過を確認できないため、申し合わせ時間の経過の判断が議員間で異なる状況にある。このような状況を解消するためには、議員が共通して見ることでできる時間表示をすることが必要である。また、質問者にとっても時間表示があることで、残り時間が少なくなったことを容易に把握でき、すみやかに質問の取りまとめを行うことができるなど、円滑に質問を行うことができる。
- ・ 一方で、質問時間に係る申し合わせは、制限時間ではなく、あくまで、「おおむねの時間」であるため、本来は個々の議員により時間の管理が行われるべきであり、時間表示をすることで、質問時間の制限につながることは、現在の質問時間に係る申し合わせを変更するところにつながる。しかしながら、議員間で把握している経過時間が異なっている状況があり、議員の共通認識のために時間表示を行う必要性も理解できる。このため、時間の表示をする場合は、現行の申し合わせを変更することなく、おおむねの時間を表示するという認識で、残時間ではなく経過時間を表示するべきである。

- また、議事進行のための時間の管理は従前どおり、議会局が計測した時間により、議長又は委員長が進行管理を行うこととし、例えば表示機器が故障した場合でも、議事の進行を妨げるものであってはならない。
- さらに、表示された時間は、議長又は委員長が管理している時間と誤差が生じることを認識した上で経過時間の表示を実施するべきである。

(2) 具体的な表示機器の設置に向けた検討

ア 既存の議場内ディスプレイを活用した表示

- 既存の議場内ディスプレイに、カメラ映像と同画面に残時間を表示する機能があるため、経過時間表示への機能変更をした上で、経過時間を表示する方法が考えられる。
- ディ스플레이は資料表示にも使用しているが、資料を表示するディスプレイは全画面が資料表示となり、経過時間と資料を同時に同一画面に表示することができない。理事者側の壁面にはディスプレイが2台設置されており、1台はカメラ映像や経過時間等の表示を行い、他の1台で資料表示を行うことができるため問題はないが、議員側の壁面にはディスプレイが1台しか設置されていないため、現行のディスプレイの設置数では、資料と経過時間を同時に表示することができない。したがって、資料と経過時間を同時に表示するためには、議員側の壁面にディスプレイを1台増設する必要がある。
- また、議場内音声システムと連動するため、操作画面の変更など、システム全体にわたり様々な改修が必要となる。
- このため、既存のディスプレイを活用した方法は、残時間表示機能から経過時間表示機能への変更、操作画面の変更などのシステム改修、また、ディスプレイの増設など、多額の費用が必要となることが見込まれる。

イ スポーツ競技用のタイマー等の専用表示機器を壁面に設置

- 理事者側、議員側の壁面に、市販のスポーツ競技用のタイマー等を設置する方法が考えられる。
- また、スポーツ競技用のタイマーのうち、時間、分、秒の表示機能がある機器はメーカーの標準仕様では、電池式の使用であるものが一般的であるため、電源式への改修費用も考慮する必要がある。
- このため、スポーツ競技用のタイマー等を壁面に設置する場合は、設置に係る費用、配線等の工事費用に加えて、表示機器を電池式から電源式へ改修する費用を考慮する必要がある。

(3) 具体的な設置方法についての意見の概要

- 経過時間は議員の共通認識としての時間表示で、理事者側が確認する必要性はなく、また、議長又は委員長は議会局が計測した質問時間により進行管理を行っているため、仮にア及びイの方式とした場合、議員側壁面への機器の設置は不要であると思われる。

- アの既存のディスプレイを活用する方法は、多額の費用が想定され、また、議場内音声システムと連動することになるため、システムが不安定になる恐れがあり、システムがダウンした場合など、議事の進行に影響を与える恐れがある。
- イのスポーツ競技用のタイマー等を壁面に設置する方法についても、多額の費用が必要となる恐れがあり、庁舎の建て替えが検討されている中で、多額の設置費用を掛けてまで行うべきではないと考える。
- 議員側壁面への表示機器の設置を行わないことを考慮しても多額の費用が発生することが想定されるため、例えば、スポーツ競技用のタイマー等を専用スタンドに取り付けて、議場内へ設置する方法とすれば、機器の購入費用のみで済むため、比較的安価で経過時間表示が可能となる。また、音声システムとは連動しない方式であるため、議事の進行への影響も少ない方法である。

このため、具体的な設置方法については、設置箇所も含めて、多額の費用を掛けない方法をさらに検討するべきである。

資 料 編

- ① 質問の経過時間等の表示に関する政令指定都市の状況――5
- ② 「経過時間」表示の議場イメージ図――――8
- ③ スポーツタイマー等をスタンドで設置したイメージ図――10

質問経過時間等の表示に関する政令指定都市の状況

平成 26 年 1 月現在

1 議場内の壁面等に表示している都市…… 13 市

専用表示装置に質問残時間を表示	9 市	さいたま市、千葉市、新潟市、静岡市、浜松市、大阪市、神戸市、岡山市、北九州市
インターネット中継用ディスプレイに質問時間等を表示	1 市	相模原市
おおよその質問時間を色などにより区別するランプを設置	3 市	横浜市、堺市、広島市

※大阪市：トレーニングタイマー（直立式）を必要時に設置

※相模原市：代表質問については経過時間を表示、一般質問については質問者の経過時間及び会派の持ち時間（残時間）を表示

2 壁面等の表示はないが質問者用の機器を設置している都市…… 2 市

質問者用の質問残時間を表示する機器のみを設置	2 市	仙台市、京都市
------------------------	-----	---------

3 表示していない都市…… 5 市

特に設置なし	5 市	札幌市、名古屋市、福岡市、熊本市、川崎市
--------	-----	----------------------

政令指定都市の議場内における質問時間の表示状況

都市名	設置	表示場所	設置箇所／台数	表示単位
札幌市	×			
仙台市	*	質問者の手元にディスプレイを設置	演壇上:1(質問者用) 質疑席:1(質問者用)	秒
さいたま市	○	専用表示装置	演壇上:1(質問者用) 両横側壁:2	分 1分を切ると秒
千葉市	○	専用表示装置	入り口上部:2	分 1分を切ると秒
相模原市	○	インターネット中継用ディスプレイ	理事者側壁:2 議員側壁:2 質問席:1(質問者用) 演壇上:1(質問者用)	秒
		備考:代表質問は経過時間を表示、一般質問は会派持ち時間制のため、質問時間(経過時間)と会派の残り時間(残時間)を表示		
横浜市	△	ランプ(5分前)緑⇒(3分前)黄⇒(1分前)赤	演壇上:1	分
	*	演壇に専用表示機器の設置	演壇上:1(質問者用)	秒
新潟市	○	専用表示装置	理事者側壁:2 議員側壁:2 演壇上:1(質問者用)	秒
		備考:代表質問は60分からのカウントダウン表示のみ。一般質問は60分からのカウントダウン表示及び質問時間30分からのカウントダウン表示(答弁中は停止)の2つを同時に表示(一般質問は答弁を含めて60分以内とし、発言時間が30分に制限されているため)		
静岡市	○	専用表示装置	理事者側:1 議員側壁:1 演壇上:1(質問者用)	秒
浜松市	○	専用表示装置 (出席議員の表示と兼用)	入り口上部:1	秒
名古屋市	×			
京都市	*	演壇に専用表示機器の設置	演壇横:1(質問者用)	分 1分を切ると秒
大阪市	○	トレーニングタイマー(直立式) ※必要時に設置	議場横側:2	秒
堺市	△	ランプ(発言開始)緑⇒(残り15分)黄⇒(残り5分)赤	演壇上:1	—
神戸市	○	専用表示装置	理事者側壁:2 議員側壁:1	分 1分を切ると秒

都市名	設置	表示場所	設置箇所／台数	表示単位
岡山市	○	専用表示装置 (出席議員の表示と兼用)	入り口上部:1	分 1分を切ると秒
広島市	△	ランプ (残り10分)青⇒(残り5分)黄⇒(終了)赤	演壇上:1	—
北九州市	○	専用表示装置	議長席右端:1 議員側壁:1	分 1分を切ると秒
福岡市	×			
熊本市	×			
川崎市	×			

注・・・ 相模原市以外の都市は残時間を表示

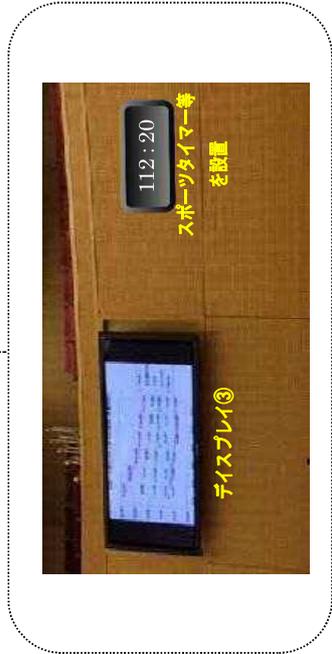
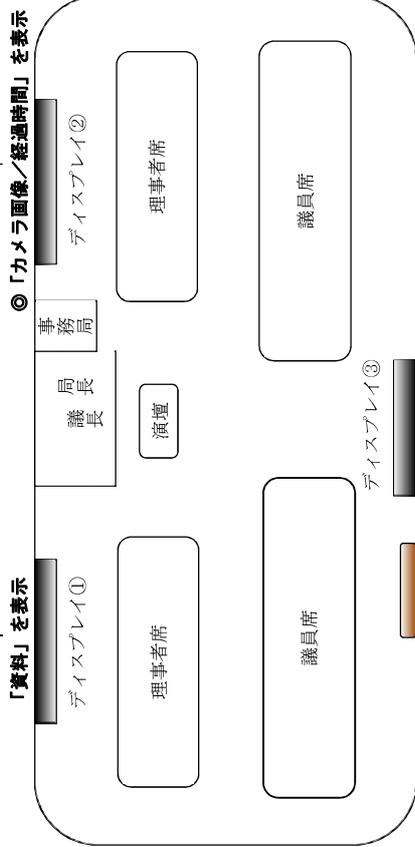
○・・・ 議場内の壁面等に質問残時間を表示する機器を設置

△・・・ 議場内におおよその質問残時間を色により区別するランプを設置

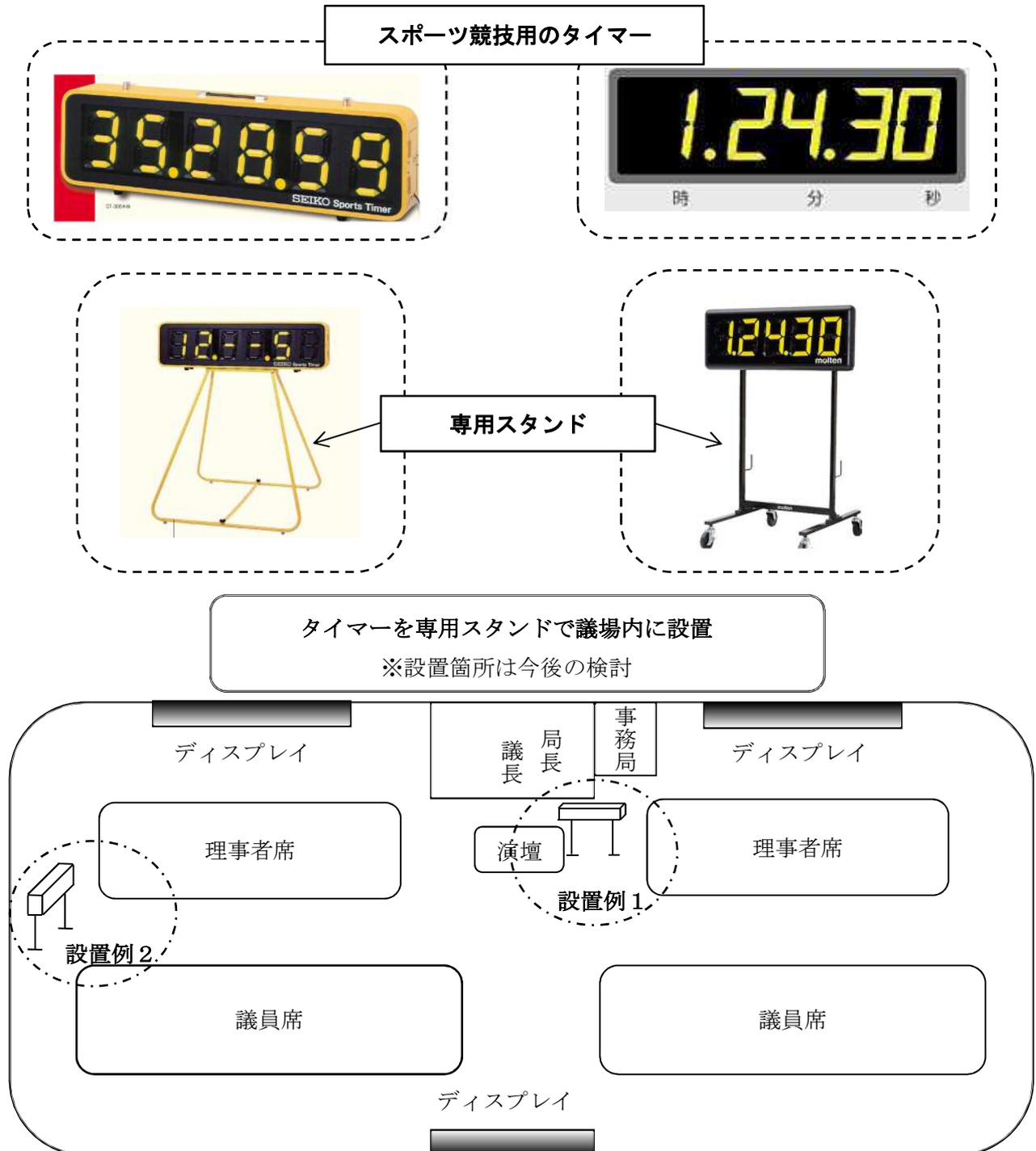
*・・・ 質問者用として質問残時間を表示する機器を設置

×・・・ 特に設置なし

スポーツタイマー等を設置したイメージ



スポーツタイマー等をスタンドで設置したイメージ図



参考ウェブサイト

：セイコーシステム株式会社 (<http://www.seiko-sts.co.jp>)

：モルテンスポーツ事業本部 (<http://www.molten.co.jp/sports/jp/index.html>)

議会運営検討協議会

報告書

第13回

【報告事項】

◆ 議案の提出方法

平成26年5月1日

川崎市議会議会運営検討協議会

1 検討結果

当協議会では、市道路線の認定及び廃止に関する議案の提出方法について調査・検討を行ったところ、現行のとおり、議案の提出方法の見直しは行わないことを確認して、協議会としての結論に至った。

2 議論の概要

(1) 現状及び課題

- 市道路線の認定及び廃止に関する議案は、複数の路線に係る認定、廃止について、一つの議案として提出されており、個別の路線ごとに提出されていない。
- 複数路線のうち一路線に限って疑義が生じた場合に、その路線に対して反対の意思を示そうとすると、議案全体を反対することになるため、市道路線に係る全路線に対する反対になってしまい、議案の可否の判断に苦慮することがある。
- なお、平成22年12月10日のまちづくり委員会において、委員から、議案の対象となっている路線の状況を具体的に把握できるようにするため、現場の写真等が添付された詳細な資料の提出について理事者に要望があり、これを受けて、次回の平成23年第1回定例会から、まちづくり委員会に詳細な資料が提出されるようになり、改善が図られた。

(2) 議論の概要

- 市道路線の中には、地権者との関係や払い下げの経過で疑義がある場合もあるが、最終的には行政と地権者との間で解決が必要な問題であることが多い。また、これまでも、一つの路線の認定又は廃止に反対であるため、全体の議案に反対する必要性が生じたケースはないとの認識である。
- 他都市では、市道路線の認定、廃止、変更を種別ごとに分け、議案として提出している事例もあるが、種別ごとの議案とした場合でも複数路線で提出されることは変わりなく、現状と大きな変化が生じない。
- また、岡山市や熊本市のように個別の路線ごとに議案を提出する方法もあることは承知しているが、提出方法を大きく変えてまで、一つ一つの路線に賛否を表明する性質のものではなく、現状の提出方法でも、委員会における採決時に意見を述べることや、本会議において討論を行った上で、議案全体に賛成又は反対することは可能であるため、特段の見直しの必要性はない。
- 仮に、市道路線の認定又は廃止について、賛成できない路線が含まれていた場合には、議会としては議案を否決して、市長が当該路線を除いた上で、議案を提出し直すことで、他の路線に影響を与えずに議決を行うことが可能なため、現状の提出方法でも万一の場合に対処することは

可能である。

- 以上のことから、協議会では、市道路線の廃止及び認定に関する議案の提出方法のあり方を見直しは行わないことを確認した。

なお、協議会では、本件調査依頼の契機となった市道路線の認定及び廃止に関する議案の提出方法に関する協議に限定することを、併せて確認した。

資 料 編

- 議案の提出方法に関する政令指定都市の状況（市道路線の認定・廃止・変更）----- 4

議案の提出方法に関する政令指定都市の状況

(市道路線の認定・廃止・変更)

平成 26 年 3 月現在

1 1 議案として提出…… 11 市

認定、変更及び廃止	札幌市、神戸市、北九州市
認定及び廃止	仙台市、千葉市、横浜市、新潟市、名古屋市、大阪市、堺市、川崎市

2 認定、廃止などの種別ごとに提出…… 7 市

認定、廃止、変更	さいたま市、静岡市、浜松市、京都市、福岡市
認定、廃止	相模原市、広島市

3 路線ごとの議案として提出…… 2 市

岡山市、熊本市

(参考) 道路法 (抜粋)

(路線の廃止又は変更)

第 10 条

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

○政令指定都市における議案(市道路線の認定・廃止関係)の提出方法

	議案の提出方法及び議案名	議案書の記載内容	補足資料
札幌市	【1議案】 市道の認定、変更及び廃止	○路線名、起点・終点 ○地図	—
仙台市	【1議案】 市道路線の認定及び廃止	○路線名、起点・終点	※会派への説明時に地図等の細資料を提出
さいたま市	【種別ごと】 市道路線の認定 市道路線の廃止 市道路線の変更	○路線名、起点・終点 ○幅員・延長距離	地図、写真
千葉市	【1議案】 市道路線の認定及び廃止	○路線名、起点・終点 ○地図	—
横浜市	【1議案】 市道路線の認定及び廃止	○路線名、起点・終点 ○地図	—
相模原市	【種別ごと】 市道の認定 市道の廃止	○路線名、起点・終点 ○幅員・延長距離 ○認定(廃止)理由 ○地図 ○道路の概要	—
新潟市	【1議案】 市道路線の認定及び廃止	○路線名、起点・終点 ○地図	路線数、延長距離、認定(廃止)理由
静岡市	【種別ごと】 市道路線の認定 市道路線の廃止 市道路線の変更	○路線名、起点・終点	延長距離、認定(廃止)理由、地図
浜松市	【種別ごと】 市道路線の認定 市道路線の廃止 市道路線の変更	○路線名、起点・終点	路線数、全市域市道道路状況、区別路線数、延長距離
名古屋市	【1議案】 市道路線の認定及び廃止	○路線名、起点・終点 ○地図	—
京都市	【種別ごと】 市道路線の認定 市道路線の廃止 市道路線の変更	○路線名、起点・終点	認定(廃止)理由、延長距離、幅員、地図
大阪市	【1議案】 市道路線の認定及び廃止	○路線名、起点・終点 ○地図	—
堺市	【1議案】 市道路線の認定及び廃止について	○路線名、起点・終点 ○地図	—
神戸市	【1議案】 市道路線の認定、変更及び廃止について	○路線名、起点・終点 ○幅員・延長距離 ○地図	地図

	議案の提出方法及び議案名	議案書の記載内容	補足資料
岡山市	【路線ごと】 市道路線の認定ほか	○路線名、起点・終点 ○地図	—
広島市	【種別ごと】 市道路線の認定 市道路線の廃止	○路線名 ○起点・終点 ○認定(廃止)理由 ○幅員・延長距離	—
北九州市	【1議案】 市道路線の認定、変更及び廃止について	○路線名 ○起点・終点 ○延長距離	—
福岡市	【種別ごと】 市道路線の認定 市道路線の廃止 市道路線の変更	○路線名 ○起点・終点 ○地図	区ごとの該当路線数の内訳
熊本市	【路線ごと】 市道路線の認定ほか	○路線名 ○起点・終点	地図
川崎市	【1議案】 市道路線の認定及び廃止	○路線名 ○起点・終点 ○認定(廃止)理由 ○地図	路線数、延長距離、面積、舗装率、地図、写真